平成２５年（フ）第４６号
神戸市西区水谷２丁目１番14―Ａ201号、前住所神戸市西区北別府５丁目12番地の５
債務者　本多　昌代
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第３２７号
和歌山県岩出市高塚178番地の１　プロムナード103号
債務者　西浦　浩司
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３４０号
和歌山市野崎139番地の３　晴洋荘47号室
債務者　岡室　利信
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３５３号
和歌山市太田８番地の２　メゾンラフィネ201
債務者　祢木　睦美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６５号
和歌山県紀の川市打田1077番地13
債務者　青田　繁機
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３６６号
和歌山市塩屋６丁目３番18号　カーサグランデⅠ101号室
債務者　榎本　知珠
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第８６号
山口県周南市大字呼坂1006番地の205
債務者　金子奈穂美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　山口地方裁判所周南支部

平成２５年（フ）第５７号
山口県岩国市周東町西長野600番地６
債務者　上原　節生
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２５年（フ）第９３号
山口県山陽小野田市大字厚狭690番地28
債務者　小野山雄二
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２５年（フ）第３４２号
沖縄県那覇市字宇栄原731番地　レオパレスＶＩＥＷⅢ202
債務者　新崎　由美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第１５８号
秋田市土崎港南１丁目１番59号　コーポ星野３号
債務者　畠山　春美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５１号
福島県いわき市内郷御台境町新町前11番地の８　パークハイム栄102
債務者　遠藤まゆみ
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２５年（フ）第６３１号
神戸市垂水区学が丘２丁目１番404―503号、従前の住所神戸市垂水区本多聞５丁目１番159―201号
債務者　中田　智之
1　決定年月日時　平成25年11月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０４号
千葉県袖ケ浦市長浦駅前６丁目２番地　県営住宅１棟403号
債務者　田中　　歩
1　決定年月日時　平成25年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第４２号
静岡県掛川市大坂3455番地　ＣＡＲＮＡ　Ｉ202
債務者　安岡由美子
1　決定年月日時　平成25年11月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月14日まで　静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
神奈川県三浦市初声町下宮田821番地１　メイプル二番館202
債務者　西村真与美（旧姓仲宗根）
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第２６号
島根県鹿足郡津和野町後田イ５番地、前住所山口県岩国市平田６丁目18番８号
債務者　有元　容子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月15日まで　松江地方裁判所益田支部